■後期高齢者医療制度 外来診療を受ける皆さんへ

4月より後期高齢者医療制度の外来診療における高額療養費の取り扱いが変更となります。「減額認定証」等を提示することで外来診療でも窓口で一定額以上支払う必要がなくなります。（表1参照参照）

※外来受診の自己負担限度額は従来のとおりです。

●外来受診の自己負担限度額（ひと月あたり）

・現役並み所得者…4万4千4百円
・一般…1万2千円
・減額認定証交付対象者（区分Ⅱ・区分Ⅰ）…8千円

《手続きについて》

・非課税世帯の方…保険証と減額認定証を病院・薬局等で提示してください。

※「減額認定証」を持っていない方は、事前の交付が必要ですので、お問い合わせください。

※複数の医療機関で診察された場合など、自己負担限度額以上支払った場合は、従来どおり指定された口座へ返還となります。

・非課税世帯でない方…保険証を病院・薬局等で提示してください。事前の手続き等はありません。

問い合わせ／市総合窓口課医療給付グループ　☎23―6411

（表1）4月からの変更点

●今まで(非課税世帯の方)
高額な外来診療を受けたとき、自己負担限度額以上になった場合も、いったんその額を支払っていただいていました。

↓

●4月から
同一医療機関に限り、限度額を超える分は、窓口で支払う必要が無くなります。

減額認定証の交付対象の方

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、以下のいずれかに該当する方
	・世帯全員の所得が0円の方（公的年金収入のみの場合、受給額が80万円以下の方）
	・老齢福祉年金を受給している方

■市役所 総合窓口の業務時間を延長します

市では住民異動が多い次の期間、窓口業務の時間を延長します。

延長期間／3月28日（水）～4月6日（金）

※土日を除く

業務時間／19時まで

業務内容／

・各種証明書の発行
・住民異動届及び戸籍届出受付
・印鑑登録
・国民健康保険、国民年金に関する申請手続き
・医療給付に関する手続き等

※住基ネットワークを利用した住民票の広域交付についての業務は除きます。

問い合わせ／市総合窓口課戸籍住民グループ　☎23―6407

■奨学金貸付制度をご存知ですか？

市では、経済的な理由により高等学校への進学や在学が困難な方に対し、次のとおり無利子で貸し付けを行い、広く教育の機会を提供しています。

貸し付けの条件／

・市内の高等学校に入学が確実な方。または在学している方。
・保護者が市民である方。
・経済的理由により高等学校への進学や在学が困難な方。
・学業成績が優秀であり、かつ品行方正である方。
・連帯保証人（2名）を付することができる方。

貸付金額（無利子）／

・入学支度金（入学時のみ1回）…20万円以内
・奨学金（月額）…1万5千円　※修学月数分

貸与金額／

高等学校の修業年限の期間

申し込み受付／3月16日（金）～

申し込み方法／

市教育総務課に申請書類を用意しています。必要事項を明記して提出してください。

※3月中に入学支度金の貸し付けを希望される方は、3月23日（金）までに申請書類を提出ください。

申し込み・問い合わせ／市教育総務課総務管理グループ　☎23―6518

■合併処理浄化槽の設置費の助成と貸し付けを行います

市では、公共下水道の事業計画認定区域以外の地域で、合併処理浄化槽を設置する方に、浄化槽設置費用の一部助成と、水洗トイレに改造する費用などの貸し付けを行っています。

合併処理浄化槽は、トイレ・お風呂・台所等からの汚れた水を処理する浄化槽で、建物一棟ごとに設置します。

《助成について》

合併処理浄化槽の設置費用の一部を助成します。

助成を利用できる方／

・対象地域で新築する建物及び既設の建物に合併処理浄化槽を設置する方
・市税等の滞納がない方
・助成を申請する年度内に設置工事を完了できる方

《貸し付けについて》

10人槽以下の合併処理浄化槽の設置費用と、トイレ水洗化改造工事や排水設備工事などの費用を無利子でお貸しします。返済期間は60回（5年）です。

貸し付けを利用できる方／

・対象地域で既設の建物に合併処理浄化槽を設置する方
・市税等の滞納がない方
・償還能力がある方
・確実な連帯保証人がいる方

《手続きについて》

設置費用の助成を希望する方は、4月1日より助成申請書の受け付けを行います。市下水道課へ必要書類を提出し、手続きを行ってください。

詳しくはお問い合わせください。

申し込み・問い合わせ／市下水道課下水道グループ　☎23―6509

対象地域

ノシャップ4～5丁目、富士見、西浜、クトネベツ、抜海、夕来、オネトマナイ、富磯、宗谷、第一清浜、第二清浜、宗谷岬、東浦、勇知、上勇知、更喜苫内、声問、恵北、樺岡、増幌、上声問、沼川、曲渕、開進、川西、川南、曙、豊別、天興

※声問は下水道事業計画認可区域を除く

■戦後強制抑留者の皆様へ

戦後、旧ソ連邦またはモンゴル国の地域において強制抑留された方に特別給付金を支給しています。

請求期限は3月31日（土）（消印有効）までです。対象者は平成22年6月16日にご存命で日本国籍を有する方（同日以降に亡くなられた方は相続人）です。

問い合わせ／独立行政法人平和祈念事業特別基金　☎0570―059―204

市政に対するご意見・ご要望をお寄せください！

・**ご意見箱**…市役所1階ロビー公衆電話横に設置しています。
・**気楽（きら）ックス**…市民の声専用FAX 23-6162

※どちらも回答が必要な場合は、住所・氏名・電話番号の記入をお願いします。

◀有料広告欄です

稚内ひまわり基金法律事務所
■弁護士／佐藤真吾（旭川弁護士会所属）
大黒3-5-8マキノ第3ビル3階
電話 24-7900 予約制
債務整理の相談料は無料です。

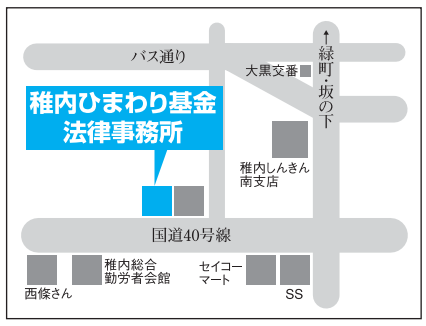

※この有料広告は、広告主の責任において稚内市が掲載しているものです。